

外来腫瘍化学療法診療料 1 に係る対応

当院では、外来腫瘍化学療法診療料 1 に係る対応として、以下の要件を満たしています。

1. 専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時 1 人以上配置し、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制を整備しています。
2. 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保しており、また他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制を整備しています。
3. 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。当該委員会は、化学療法に携わる医師、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも年 1 回以上開催しています。